

居合道の諸活動におけるコロナ感染拡大防止ガイドライン（第4版）

このガイドラインは、居合道の諸活動において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために会員の皆さんに守っていただく遵守事項をまとめたものです。

I. 居合道の諸活動(稽古・行事)の共通事項

居合道の諸活動に参加するための条件(参加者)

- ①基礎疾患(糖尿病・心不全・閉塞性肺疾患等)のある人は参加しない。
(主治医の了解があれば可)
- ②当日、出発時に検温し、37.5度以上ある場合は参加しない。
- ③当日、熱が37.5度以上なくても、体調がすぐれない場合は参加しない。
- ④出発時より、常時マスクを着用する。
- ⑤感染が疑われる人との接触があった場合は参加しない。
- ⑥過去14日以内に、入国制限等の対象国・地域への渡航があった場合は参加しない。

居合道の諸活動を行う為の準備(主催者)

- ①使用施設の決め事(人数制限・清掃基準等)を把握し、それに基づく活動方法を計画する。
- ②全日本剣道連盟(以下「全剣連」)の各種ガイドライン、三重県剣道連盟(以下「三剣連」)ガイドライン及び三重県指針に沿った活動方法を計画する。
- ③使用施設の出入口に、消毒液を置く。
- ④参加者名簿(付添い・観客含む)を作成し、参加者(連絡先)を把握する。

居合道の諸活動における共通の遵守事項

- ①諸活動毎の具体的決め事(「3密」を避ける・飛沫飛散防止策等の具体的内容)を遵守する。
- ②手洗い・うがい・アルコール消毒をこまめに行う。
- ③熱中症に注意し、休憩・水分補給等を適切に行う。
- ④使用施設の換気を行う。送風機を用いる場合には、上方または下方に角度を付けて送風し、空気が室内全体に拡散するように工夫すること。
- ⑤諸活動への参加者が、新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに三剣連に連絡する。

※本ガイドラインは、基本的な遵守事項をまとめたものであり、活動する地域での感染状況や市町・施設の方針により、より安全性の確保を図る対応をお願いします。

II. 稽古におけるガイドライン

稽古を始める前

- ①参加者は、更衣室の密集をさける工夫をする。(自宅での着替え、更衣室の状況確認等)
- ②参加者は、手洗い・うがい・アルコール消毒を行う。
- ③主催者は、参加者名簿を準備し、参加者が記入する。
- ④ワクチン接種後は、1週間以上安静の上参加することが望ましい。

稽古方法

1. 基本的事項

- ①通常以上に熱中症対策に注意を払う。(稽古時間・水分補給・換気・温度管理等)
- ②指導者は、稽古方法と注意事項を事前に説明し、参加者に決め事を遵守させる。
- ③原則、保護者・見学者を道場内部に入れない。やむを得ず道場内部で見学させる場合は、2m以上の間隔を取り、マスク着用・私語禁止とする。
- ④所属団体以外の者が稽古に参加する場合、あるいは他団体と合同稽古をする場合、責任者は外部の者等に、検温、手指消毒、連絡先の確認、その他当団体の規則の遵守を徹底させるとともに、稽古人数増加により密にならない様指導する。

2. 稽古

- ①常時、必ずマスクを着用する。
- ②対面をせず、同一方向を向く。
- ③前後左右2m以上の間隔を取る。
- ④気合の発声を伴う流派については、発声を極力抑制する。
- ⑤木刀・刀の貸し借りはしない。
- ⑥熱中症の発生を防ぐために、指導者は水分補給・稽古時間に配慮し、無理をさせないこと。

稽古終了後

- ①洗顔・手洗い・うがい・アルコール消毒を行う。
- ②マスクは、終了後ビニール袋等に入れて持ち帰り、洗浄又は破棄する。

※稽古については、全剣連の居合道ガイドラインに従い実施する。

Ⅲ. 行事におけるガイドライン

大会

1. 使用施設の人数制限以内での大会開催及び密閉・密集・密接状態をさける為に以下の内容を検討し実施する

- ①大会要項の見直し…参加人数・参加資格等
- ②期日・時間・会場の検討…午前午後に分けての開催、期日分けての開催、広い会場利用等
- ③観戦者の入場制限…入場人数制限、観覧席の指定等
- ④試合会場には、選手並びに関係者以外(例えば付添や見学者)を入場させない。
- ⑤選手の待機場所…観覧席の活用、選手控え場所の確保等
- ⑥大会役員・大会係員の席…座席位置の間隔をあける。(二人分以上を一人で使用する等)
- ⑦審判・監督会議等で適切な会議室がない場合は、試合会場での開催や分離開催等を検討する。
- ⑧昼食休憩は、時間を分ける等して座席の間隔を取れるよう配慮する。
- ⑨密閉状態をなくすために、試合会場及び会議室・休憩室の換気を適切に行う。
(換気設備がある場合はその設備を活用し、換気設備がない場合は定期的に扉や窓を開放)
- ⑩大会参加者は、本ガイドラインにある「居合道の諸活動に参加するための条件(参加者)」を遵守するとともに、観戦者に対しても予め協力を求める。

※大会参加者とは、大会役員・審判員・大会係員・監督・選手をいう。

2. 大会参加者は以下の飛沫飛散防止策及び消毒の実施を行う。

- ①選手は、常時マスクを着用する。(試合終了後もマスクは付けたまま)
- ②大会役員・審判員・監督は、マスクを着用する。
- ③大会係員は、マスク + 一般仕様のフェイスシールドを着用する。
- ④大会会場入り口及び各大会で設定した場所に消毒液を置き、参加者は消毒を行う。
- ⑤大会参加者は、フィジカルディスタンス(人と人の距離、最低1m、できれば2m)を常に保つようにする。
- ⑥観戦者に対しても、常時マスクの着用、消毒、フィジカルディスタンスの確保を行うよう協力を求める。

3. 大会参加者の体調管理

- ①主催者は、非接触型体温計等により、大会参加者の体温測定を行う。
- ②大会参加者は、健康観察表を提出する。
- ③審判員は、選手の状況を観察しながら審判し、必要に応じ、休憩を取り試合者を休ませる。
- ④選手は、体調に異常を感じた場合は、試合中は審判員に、待機中は大会本部に申し出る。
- ⑤選手以外の参加者が、体調に異常を感じた場合は、大会本部に申し出る。

4. 暫定的な試合・審判の方法

- ①当面、暫定的な試合・審判法を大会実施要項に定める。
- ②試合時間の短縮など、マスク着用による熱中症対策を検討し必要に応じ実施する。
- ③審判員の試合場への入退場、合議、試合終了後の反省の時は、1m以上の間隔を空けて行う。
- ④審判員の審判旗は、審判員交代の都度、柄の部分の消毒を行う。

5. 大会施設の清掃等

- ①大会施設の決め事による清掃方法により大会開始前・大会終了後の清掃を行う。
- ②多くの人が触れる用具、箇所(ドアノブなど)を定期的に消毒する。

6. その他

- ①大会中、本ガイドライン及び各大会で定めた感染対策が適切に実施されているかを監視する専任者を置く。
- ②上記の対策以外に、各大会の特性に合わせて個別のルールを作成し感染対策を実施する。
- ③大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに濃厚接触者の有無について報告する。また、観戦者にも協力を求める。
- ④観戦者に対する留意事項、協力事項をあらかじめ作成し、周知徹底する。

審査会

- (1) 上記の大会のガイドラインと同様とするが、「大会」は「審査会」、「大会会場」は「審査会会場」、「試合会場」は「実技会場」、「選手」は「受審者」、「審判員」は「審査員」と読み替える。
- (2) 大会と審査会の違いにより、該当しない部分は除く。

講習会

- (1) 上記の大会のガイドラインと同様とするが、「大会」は「講習会」、「大会会場」は「講習会会場」、「試合会場」は「講習会場」、「選手」は「受講者」、「審判員」は「講師」と読み替える。
- (2) 大会と講習会の違いにより、該当しない部分は除く。

※三剣連主催の大会、審査会、講習会及び全国大会等の予選会については、原則、上記のガイドラインに従い、別途運営要領を作成し実施する。

※大会、審査会、講習会については、原則、全剣連のガイドラインに従い実施する。

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染状況や感染対策の効果を見ながら適時見直す。